

藤ヶ谷清掃センター更新事業  
入札説明書等に対する質問への回答の一部訂正

平成21年9月17日

別杵速見地域広域市町村圏事務組合

◆入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答(訂正前)	回答(訂正後)
12	2	II	3	(3) ①	事業期間	本事業は、公益上必要な建築物で発注者が広域市町村圏事務組合の公共事業ということで開発許可手続は不要であるとの理解のもと、H22年2月から工事着工まで設計・確認申請期間のみを考慮すればよろしいでしょうか？	開発許可の手続きは必要です。	開発許可の手続きは不要です。 ただし、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事許可申請が必要です。なお、本申請の期間(関係課協議～許可通知)は約4ヶ月程度を想定していますが、造成工事の規模及び内容・関係課協議事項・許可審査指示事項・設計者作業期間等により変わりますので、あくまで参考としてお考えください。
13	2	II	3	(3) ①	事業期間	本事業は開発許可手続が必要になるのでしょうか？もし、必要になるということであれば貴組合が申請者となりその支援業務を事業者が行うこととなるかと思いますが、県開発指導課への事前相談、及び都計法第32条の管理者協議、同意は既に完了若しくはH22年2月までに完了との理解でよろしいでしょうか？	開発許可の手続きは必要です。 手続きの完了は、造成設計後になります。	開発許可の手続きは不要です。 ただし、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事許可申請が必要です。なお、本申請の期間(関係課協議～許可通知)は約4ヶ月程度を想定していますが、造成工事の規模及び内容・関係課協議事項・許可審査指示事項・設計者作業期間等により変わりますので、あくまで参考としてお考えください。
14	2	II	3	(3) ①	事業期間	整備期間の工程として開発許可手続期間を考慮しなければならないのであれば許可取得までの程度の期間を見込めば良いか提示願います。	開発許可の手続きは必要です。 手続きの完了は、造成設計後になります。	開発許可の手続きは不要です。 ただし、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事許可申請が必要です。なお、本申請の期間(関係課協議～許可通知)は約4ヶ月程度を想定していますが、造成工事の規模及び内容・関係課協議事項・許可審査指示事項・設計者作業期間等により変わりますので、あくまで参考としてお考えください。